

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用について

公益社団法人福岡県不動産鑑定士協会

平成 29 年 7 月 5 日からの大雨（平成 29 年 7 月九州北部豪雨）により、福岡県や大分県では家屋の倒壊や崖崩れ等の甚大な被害が発生しました。

また、新型コロナウィルス感染症の影響を受けた個人事業主等の債務整理支援を実施することが閣議決定され、「新型コロナウィルス感染症に適用する場合の特則」に合わせ令和 2 年 12 月 1 日より自然災害ガイドラインに適用になりました。

自然災害等の影響により、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローンを借りている個人事業主が、既往債務を抱えたままでは再スタートに向けて困難に直面する等の問題が生じることが考えられます。そのような債務者が、一定の要件を満たした場合に、法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意にもとづき、債務整理を行う際の準則として、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」と題してまとめられました。

このガイドラインの特徴として、一定の要件のもとで債務整理が行われる事により、財産の一部を手元に残してローンの支払い免除・減額等を受けることができる、あるいは、破産等の手続きと異なり、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、新たにローンを組むときに不利益がない、などがあります。これにより債務者の生活や事業の再建が可能となります。

なお、このガイドラインによる債務整理の手続きにおいては、弁護士や不動産鑑定士等の「登録支援専門家」による手続き支援を無料で受けることができます。

公益社団法人福岡県不動産鑑定士協会では、このガイドラインに基づく登録支援専門家として不動産鑑定士の委嘱依頼を受け付けています。

土地や建物の「価値」を見極める専門家である不動産鑑定士が、中立、公正な立場で被災者の支援を行います。

以上